

# 青森県報

第千八百九十六号 平成十三年七月十六日(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 字区域の変更……………(振)市興町課…一
  - 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課)…一
  - 生活保護法による医療機関の指定……………(同)…二
  - 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同)…二
  - 右 同……………(同)…三
  - 右 同……………(同)…三
  - 生活保護法による介護機関の指定……………(同)…三
  - 右 同……………(同)…四
  - 右 同……………(同)…四
  - 森林法第百八十九条の規定による告示及び揭示……………(林)政課…六
  - 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経)理課…七
- 公 告**
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課)…七
  - 換地処分……………(農)村整備課…七
  - 交換分合計画の認可……………(同)…八

## 告 示

### 青森県告示第四百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、市浦村長から市浦村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十三年七月十七日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年七月十六日

青森県知事 木 村 守 男

### 北津軽郡市浦村大字相内

字吉野一五の一、二七、一五の一、二八、一五の一、三四を字実取に編入する。  
 字露草三七から三九まで、四〇の一、四〇の二、四一、四四の一、五二、一九四、一九五の一に隣接する字桂川の水路である国有地の一部を字露草に編入する。

### 青森県告示第四百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十三年七月十六日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	廃止年月日

荒井整形外科医院	八戸市柏崎五丁目五の一七	平成一三・三三
はじろ歯科クリニック	青森市大字羽白字沢田五の二	一三・四三〇
有限会社サワカミ薬局南店	十和田市大字相坂字小林一四四の一〇	一三・三三一
長谷川胃腸科外科医院	青森市栄町一丁目一の二〇	一三・四三三
クボタ内科胃腸科医院	青森市中央一丁目二〇の二	一三・五七
石岡医院	弘前市取上四丁目三の一	一三・三三三
木村内科医院	五所川原市松島町二丁目八九の四	"
弘前中央歯科クリニック	弘前市大字城東三丁目六の一	"
高谷歯科	東津軽郡平内町小湊字後港三七の七	一三・九三〇
ほりこし薬局	弘前市大字門外字四丁目四の三七	一三・三三三
野辺地調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢八の一	一三・四三〇

青森県告示第四百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十三年七月十六日

青森県知事 木村守男

名称	所在地	指定年月日
みどり心療内科クリニック	青森市緑二丁目一五の九	平成一三・四・四
荒井整形外科医院	八戸市柏崎五丁目六の五	一三・四・一
田舎館歯科クリニック	一 南津軽郡田舎館村大字八反田字古館一一九の	一三・四・三

ハッピー調剤薬局	八戸市新井田字西ノ城二四の二	一三・三一
ゆりの木薬局小中野店	八戸市小中野三丁目二五の五一	一三・四・一
いとう薬局西滝店	青森市千刈二丁目六の一三	"
あおぞら薬局	弘前市大字福田字種元三四	一三・六・一
みんゆう薬品野田バイパス店	弘前市大字宮川二丁目一の一五	"
フォレスト薬局浪岡店	南津軽郡浪岡町大字浪岡字平野一九一の一九	一三・三・一
ファイン薬局	上北郡東北町字笹橋二三の五五	一三・四・五
野辺地調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の九	一三・四・三
サンライフいきいき訪問看護ステーション	北津軽郡金木町大字金木字若野二〇〇の一二三七	一三・三・七
三上雅人クリニック	青森市千刈二丁目七の一八	一三・五・一
いとう胃腸科内科クリニック	弘前市大字福田字種元三四	一三・六・一
木村内科医院	五所川原市松島二丁目八九の四	一三・四・四
吉田内科医院	上北郡東北町字上笹橋二三の八	一三・四・五
山口歯科医院	青森市本町五丁目四の二	一三・一・一
ジョイフルシティ歯科クリニック	青森市石江字美好二一の一	一三・五・〇
アイル浜中歯科クリニック	青森市大字大矢沢字里見八八の一	一三・四・一
やがわ歯科医院	弘前市大字城西四丁目一の一三	一三・三・一
たなべ歯科・矯正歯科医院	三沢市美野原一丁目三一の七〇四	一三・四・三
高谷歯科	東津軽郡平内町大字小湊字後港三七の七	一三・二・五

青森県告示第四百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十三年七月十六日

青森県知事 木村守男

名 称	所在地	施設の種類	廃止年月日
青森慈恵会病院	青森市大字安田字今野一四六の一	介護療養型医療施設	平成一三・四・三〇
特別養護老人ホームくろまつ	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の七八	介護福祉施設	一三・三・三三

青森県告示第四百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十三年七月十六日

青森県知事 木村守男

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		廃止年月日
				名称	所在地	
社団法人慈恵会	青森市大字安田字今野一四六の一	青森市大字安田字今野一四六の一	短期入所療養介護	青森慈恵会病院	青森市大字安田字今野一四六の一	平成一三・四・三〇
黒石貨物自動車株式会社	黒石市山形町一〇九	黒石市山形町一〇九	訪問介護	つがる訪問介護事業所	黒石市山形町一〇九	一三・三・三三
社会福祉法人幸友会	北津軽郡中里町大字田茂木字若宮一九三三	北津軽郡中里町大字薄市字飛石田野沢一八七の七	通所介護	きりん館デイサービスセンター	北津軽郡中里町大字薄市字飛石田野沢一八七の七	一三・四・一
大間町	下北郡大間町大字大間一〇四	下北郡大間町大字大間平二〇の七八	訪問入浴介護	くろまつ訪問入浴事業所	下北郡大間町大字大間平二〇の七八	一三・三・三三

通所介護	訪問介護	特別養護老人ホームくろまつ	短期入所生活介護
デイサービスセンターくろまつ	特別養護老人ホームくろまつ	特別養護老人ホームくろまつ	特別養護老人ホームくろまつ

青森県告示第四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十三年七月十六日

青森県知事 木村守男

居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	所在地	廃止年月日
黒石貨物自動車株式会社	黒石市山形町一〇九	黒石市山形町一〇九	つがる在宅介護支援センター	黒石市山形町一〇九	平成一三・三・三三
医療法人済生会	五所川原市字新町四一	五所川原市字新町四一	済生堂指定居宅介護支援事業所	五所川原市字新町四一	〃

青森県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十三年七月十六日

青森県知事 木村守男

名称	所在地	施設の種別	指定年月日
特別養護老人ホームひばり苑	三沢市六川目六丁目二八の六	介護老人福祉施設	平成一三・四・一
特別養護老人ホームくろまつ	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の七八	"	"
介護老人福祉施設みるく苑	三戸郡田子町大字田子字七日市上ノ平六〇	"	一三・四・二〇
特別養護老人ホームサントアール	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五七	"	一三・四・一
介護老人保健施設サントハウス弘前	弘前市大字大川字中桜川一八の一〇	介護老人保健施設	"
介護老人保健施設しらかみのさと	西津軽郡深浦町大字関字小島崎五三の一	"	"
介護老人保健施設えぼし	上北郡野辺地町字川目八八の一	"	"
介護老人保健施設のへじ	上北郡野辺地町字餅粟川原四	"	"

青森県告示第四百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十三年七月十六日

青森県知事 木村 守 男

名称	居宅介護事業者
主たる所在地	居宅介護事業者の種類
名称	居宅介護事業所
所在地	居宅介護事業所の所在地
年月日	指定年月日

社会福祉法人常光会	三沢市六川目六丁目二八の六	短期入所生活介護	特別養護老人ホームひばり苑	三沢市六川目六丁目二八の六
社会福祉法人倉石村協議会	三戸郡倉石村大字幸神道前一五の四	"	倉石村デイサービスセンター	三戸郡倉石村大字幸神道前一五の四
社会福祉法人大間町協議会	下北郡大間町大字寺道一六	"	デイサービスセンターくろまつ	下北郡大間町大字大間平二〇の七八
"	"	"	アイリスケアセンター	むつ市大字関根の四
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二の九	通所介護	アイリスケアセンター	三沢市大町二丁目八の三
社会福祉法人長慶会	中津軽郡相馬村大字坂市字亀田五三の三	訪問介護	長慶苑訪問看護ステーション	中津軽郡相馬村大字坂市字亀田五三の三
社会福祉法人大間町協議会	下北郡大間町大字大間字寺道一六	"	くろまつ訪問介護事業所	下北郡大間町大字大間平二〇の七八
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	"	訪問入浴さかえ	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三
社会福祉法人博陽会	弘前市大字小沢字山崎四の九	訪問入浴介護	希望ヶ丘訪問入浴介護事業所	弘前市大字小沢字山崎四の九
有限会社つがる介護	黒石市大字前町九	"	津軽訪問介護事業所	黒石市大字前町九
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目八の五	訪問介護	株式会社コムスン八戸ケアセンター	八戸市大字白銀町字右岩淵通二〇の一

医療法人敬生会	社会福祉法人弘前豊徳会	社会福祉法人はくしん会	社会福祉法人弘前乳児院	社会福祉法人桜友会	社会福祉法人はくしん会	社会福祉法人吉幸会	社会福祉法人信和会	社会福祉法人宏仁会	社会福祉法人常光会	社会福祉法人大間町協議会
西津軽郡舞戸町大字一上富田二二〇の	弘前市大字大川一〇中桜川一八の	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五七	弘前市大字品川町一五二	弘前市大字藤代一字広田一三一の	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五七	三戸郡田子町大字上ノ平六〇	三戸郡南郷村大字野沢字山陣屋三六の五〇	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三	三沢市六川目六丁目二八の六	下北郡大間町大字大間字寺道一六
”	”	”	”	通所介護	訪問介護	”	”	”	”	”
介護老人保健施設さらかみのさと	介護老人保健施設サンプラハス弘前	白寿の郷デイスタービスセンター	デイサービスあさひ	デイサービス「すばる」	白寿の郷ホームヘルパーステーション	グループホームみろく苑	グループホームびの家	清風荘グループホーム	グループホームひばり苑	特別養護老人ホームくろまつ
西津軽郡深浦町大字関字小島崎五三の一	弘前市大字大川一〇中桜川一八の	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原六の一の二	弘前市大字品川町一五二	弘前市大字藤代一字広田一三一の	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原六の一の二	三戸郡田子町大字上ノ平六〇	三戸郡南郷村大字野沢字中野沢二二の一	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三	三沢市六川目六丁目二八の六	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の七八
”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”

医療法人藤仁会	社会福祉法人弘前豊徳会	社会福祉法人はくしん会	社会福祉法人弘前乳児院	社会福祉法人桜友会	医療法人藤仁会	医療法人敬生会	社会福祉法人弘前豊徳会	社会福祉法人はくしん会	社会福祉法人弘前豊徳会	社会福祉法人はくしん会	医療法人藤仁会
上北郡野辺地町一字川目八八の一	弘前市大字大川一〇中桜川一八の	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五七	弘前市大字品川町一五二	弘前市大字藤代一字広田一三一の	上北郡野辺地町一字川目八八の一	西津軽郡舞戸町大字一上富田二二〇の	弘前市大字大川一〇中桜川一八の	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五七	弘前市大字大川一〇中桜川一八の	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五七	上北郡野辺地町一字川目八八の一
”	”	”	”	”	”	”	短期入所療養介護	短期入所生活介護	”	”	”
介護老人保健施設えぼ	介護老人保健施設サンプラハス弘前	グループホームねむろが	グループホーム	グループホーム	介護老人保健施設えぼ	介護老人保健施設さらかみのさと	介護老人保健施設サンプラハス弘前	介護老人保健施設サンプラハス弘前	介護老人保健施設サンプラハス弘前	介護老人保健施設サンプラハス弘前	介護老人保健施設えぼ
上北郡野辺地町一字川目八八の一	弘前市大字大川一〇中桜川一八の	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五七	弘前市大字品川町一五二	弘前市大字藤代一字広田一三一の	上北郡野辺地町一字川目八八の一	西津軽郡深浦町大字関字小島崎五三の一	弘前市大字大川一〇中桜川一八の	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五七	弘前市大字大川一〇中桜川一八の	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五七	上北郡野辺地町一字川目八八の一
”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”

青森県告示第四百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十三年七月十六日

青森県知事 木村守男

居宅介護支援事業者	名称	名称	所在地	指定期間
有有限会社つが る介護	主たる事務所の 所在地	津軽在宅介護支 援センター	黒石市大字前町 九	平成 一三・四・一
医療法人済生 会	五所川原市字新 町四一	訪問看護ステー ションマスタ	五所川原市字新 町四一	一三・四・三
社会福祉法人 はくしん会	西津軽郡岩崎村 大字岩崎字松原 五七	サント園介護支 援センター	西津軽郡岩崎村 大字岩崎字松原 五七	一三・四・一
社会福祉法人 福祉の里	十和田市大字切 田字横道一〇〇 の二二二	のへじ居宅介護 支援センター	上北郡野辺地町 字餅粟川原四	〃

青森県告示第四百三十七号

平成十三年六月二十一日農林水産省告示第八百一十一号で保安林に指定した旨告示された次の一の森林について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定により、次の二及び三のとおりその通知の内容及び同条の規定による掲示をした旨を告示する。

平成十三年七月十六日

青森県知事 木村守男

一 保安林指定森林の所在場所及び森林所有者氏名

保安林指定森林の所在場所	森林所有者氏名
黒石市大字袋字平山五四の三及び五四の四	西谷 富士彦 西谷 金蔵

三上 福太郎	田辺 友吉	五十嵐 徳助	田辺 兵次郎	松本 清蔵	松井 三千郎	田辺 正行	田辺 策太郎	西谷 喜太郎	今 定七	下山 惣吉	三浦 勝美	外崎 敏雄	三浦 元三郎	横島 芳雄	正井 清造	長内 義家
--------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------

山口勉	工藤秋雄	清藤藤夫	西谷貞男	山口眞一	西谷正弘	工藤常司	原田定四郎	西谷博	西谷勇造	黒滝テル	西谷源三郎	正井英子	松本志づ	松本幸子	小野キミ	西谷仁
-----	------	------	------	------	------	------	-------	-----	------	------	-------	------	------	------	------	-----

二 保安林指定森林の通知の内容

青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いている関係書類のとおり。

三 森林法第百八十九条の規定による揭示

平成十三年六月十六日黒石市役所に揭示した。

青森県告示第四百三十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十三年八月一日から施行する。

平成十三年七月十六日

青森県知事 木村守男

第一号の表中

「六ヶ所支店ハビ  
タット出張所

上北郡六ヶ所村大字尾駈

を削る。

公

告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十三年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十三年七月十六日

青森県知事 木村守男

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、実取地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十三年七月十六日

青森県知事 木 村 守 男

交換分合計画の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十九条第一項の規定により、杭止堰土地改良区に係る八幡第二地区の交換分合計画を平成十三年七月六日認可したので、同条第十二項の規定により公告する。

平成十三年七月十六日

青森県知事 木 村 守 男

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番二号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭